

3. 指針の趣旨の普及方法

(1) 基本的な方針

① 普及の対象者層に応じた情報発信

- 強い偏見・差別を持っている人がいることは事実であるが、誤解、無理解などはあるものの大多数の人たちはいわば白紙の状態であり、その方たちにうまく働きかければ、支援する側についてもらえるという認識が大事である。
- 関心が低く理解しようとしなない人とか、拒否的な感じを持っている人に理解を求めていくことは非常に困難であるが、実際によい体験を繰り返すことで初めて理解しようとする変化が起きることを念頭に、あきらめずに地道な努力を続けることが大事である。
- うつ病などで悩む者の増えてきている今が、精神障害に関する意識の変化を起こすには、非常に良い時期であることを認識し、こうした人も対象に取り組みを進めることが大事である。

② 国民に接する機会の多い者や当事者の役割の重視

- 地域の中で理解を深めていくときに、当事者・当事者家族が正しい理解を持つとともに、国民と第一線で接する保健医療福祉関係者、地域活動関係者、雇用や教育の関係者、行政職員、メディア関係者等と、まず理解を深めたいと考える対象を絞って情報を発信し、広がり期待するという取り組みが大事である。
- 病気で苦しんでいるというそのつらさにもかかわらず、本人は人間らしく生きていきたいという強い願いを持っていることを、当事者と周囲の人との日常的な体験を通じて、周囲の人に「本人たちも頑張っているじゃないか」、「支える人たちも一生懸命やっているじゃないか」という形で実感させていくことが大事である。
- 障害者団体の中での垣根を超えていかなければ、精神保健の問題は解決できない。精神、身体、知的の3障害が一体となって活動していくことが、これからの視点として重要である。

(2) 主体別の取り組み

① 当事者、当事者家族

○ 取り組みの方向性

- ・ 当事者・当事者家族が、精神疾患について正しく理解し、適切な対応をとることが大事である。
- ・ 地域単位で、スピーカーズ・ビューローのような当事者達が、様々な地域活動と連携して、障害種別を超えて情報発信の中心となる取り組みを進めることが大事である。

○ 普及啓発の事例、アイデア等

<当事者・当事者家族～講演会、学習会等>

- ・ 当事者・当事者家族にとって、サポートしあいながら精神疾患に対する無理解、誤解を改め、精神疾患に気づき、適切に対応することが普及・啓発全体にとって重要ではないか。
- ・ 当事者活動として、要請に応じて当事者講演をしている。内容は体験発表、病気についての基礎知識の他、ボランティア団体でボランティアさんに望むこと、ホームヘルパーの養成講座でヘルパーさんに望むこと、精神保健福祉士養成校や短期大学で精神保健福祉士に望むこと、業務連の集いで地域社会に望むこと、行政に対する要望などである。
- ・ 当事者・当事者家族が、要請に応じて、地域住民に対してわかりやすいメッセージを盛り込んだパンフレットの配布、シンポジウム・講演会・学習会の開催を行ったり、学校に対して啓発ビデオ等の教材の配布や「精神障害の理解の学習」「精神保健福祉論」等の授業の講師として出向いたりしている（中井構成員・高橋座長資料）。

<当事者・当事者家族～地域参加・交流>

- ・ 精神障害者の方でヘルパー養成をして、その方が社会にヘルパーとして少しでもいいから他の障害者の方をお世話するという仕組みをつくっていったら良いのではないかと。障害者同士がお互いに助け合うという実践（ピアサポート）を通して、普及啓発が具体的に進んでいく。
- ・ クラブハウスやボランティア団体の活動として、ニュースレターの発行、不定期のコンサート、マスコミ活動、書籍販売、シルバーリボン・キャンペーン、無料パンフレット配布、バザーなど地域との交流、日ごろのお付き合い等を進めている。
また、作業所や小規模授産施設でレストランや喫茶店、お弁当屋、リサイクルショップなどを行っているのも、結果的に非常に大きな普及啓発効果がある。

<障害種別を越えた取組>

- ・ 自立サポートネット流山というNPO法人は3障害者団体が一緒になって作られ、今までの福祉作業はどちらかというところと第2次産業であったが、地域住民を対象に空き店舗を活用した地域交流サロンという形で、第3次産業の分野で障害者の店を運営し、売り上げを確保している。実物教育というか、普及啓発冊子を100遍配るよりは、お店に来て実際にそこで接してもらうことの方が大変大きい効果がある。行政としては、若干ではあるが、地域独自の取り組みとしてNPO法人を財政的に支援している（石原構成員資料）。

下記のようなものをより具体的に示してはどうか？

コラム：当事者・当事者家族、周囲の無理解や誤解等が解消していった具体的事例

②保健医療福祉関係者、地域活動関係者

○ 取り組みの方向性

- ・ 精神障害者に関わる専門職の再教育や、専門職同士が自らの資質を高め合い、連携しあうこと、精神障害者に関わる施設や事業者が周辺住民に対して積極的に情報発信を進めることが大事である。
- ・ 地域で住民の身近な相談相手となり地域社会の先導役としての役割を担う民生委員、ボランティア等が、情報交換や研修などを通じて障害者についての正しい理解を持てるような取り組みを進めることが大事である。

○ 普及啓発の事例、アイデア等

<保健医療福祉関係者～再教育・情報交換>

- ・ 精神障害者のホームヘルプの実施主体にもなりつつある社会福祉協議会を対象として、関係者が正しい意識を持ってもらうことを目的に、精神保健の研修というプログラムを社会福祉協議会振興事業として立ちあげた。基礎研修では社協の職員、一般の住民を対象に、実務研修では地域生活を支援する職員を対象に研修を行っている。企画そのものを精神保健福祉会や精神保健福祉センター、家族会の方々と共同で企画するやり方が地域の中で啓発する上で大変大事である。
- ・ 相談や援助にあたる関係者自身が燃え尽きないように、同時に、相談・援助技術の向上を図るように、地域の関係者が集まり、定期的に講義とグループワークを実施している（高橋座長資料）。

<保健医療福祉関係者～周辺住民への普及啓発>

- ・ 痴呆の治療病棟、療養病棟に、慰問ではなく授業の一環として、地域の保育園、幼稚園から定期的な訪問を受けている。非常にいろいろな方々が来られ、実際に統合失調症の方々と接触されるので、精神障害の理解・啓発をしていくための大きな部分になってくるのではないかと考え、医療機関として全力を挙げてやっている。
- ・ 近所の理解を非常に得ている福祉作業所は、地域で一緒に暮らせてありがたいという気持ちを近所に対して常に持ち、近所に工房を開放して、誰にでも姿を見てもらえるようにし、隣近所の道路掃除を行うといった取り組みを進めている。また、問題が起きると、すぐ飛んでいって謝って説明する。これらが、近隣住民に受け入れられ、普及啓発となっている。
- ・ 精神障害者社会復帰施設が、精神障害者が住みよい地域づくりや精神障害者への理解を深めることを目的に、セミナー、奉仕活動、障害者による店舗経営、精神障害者社会復帰施設への市民ボランティアの導入等により、住民と精神障害者との複数の交流の場を提供している（高橋座長・小野構成員資料）。
- ・ 保健関係者が疾病予防活動と健康増進を核として、身近で気軽に健康相談ができ、

幅広い機能を持つ「まちの保健室」を地域に設置し、看護職がこころと体の健康づくりや精神障害者の安心して暮らせる地域づくりなどをテーマとして、相談や交流活動をすることにより、住民に精神疾患に関する正しい理解につなげていくきっかけを与えている（小野構成員資料）。

<地域活動関係者～体験の機会を作る>

- ・ 岡山ではオープン・ザ・ドアという形で統合失調症の偏見に対する普及啓発事業をやっている。その方法は、いわゆる良好な接触体験をしていただくということで、過去の接触体験の有無とは余り関連づけずに、当事者と民生委員たちとのディスカッションを行うというもの。そこで、障害者もきちんと自分のことを言えるのだとか、人に対して配慮した行動がとれるのだなどということはずいぶん体験されていく。対象を民生委員にした理由は、どの地域にもいること、社会的支援が必要な方との関わりを持つ役割柄、精神障害者との関わりを持っている人が比較的多いことである。
- ・ 社会福祉協議会が実施した精神保健福祉ボランティア講座を受講した有志（当事者も含む）がボランティア団体を組織し、講座を企画したり、病院や作業所等の施設を訪問し障害者と交流する企画をしたり、ホームページの開設やニュースの発行を行ったりすることなどを通じて、地域住民に対して積極的に情報提供を行っている（高橋座長資料）。

下記のようなものをより具体的に示してはどうか？

コラム：当事者・当事者家族、周囲の無理解や誤解等が解消していった具体的事例

③雇用や教育の関係者

○ 取り組みの方向性

- ・ 人事労務管理者や教職員に対して、正しい知識を理解してもらえるような取り組みや、精神障害者が雇用され、働く意欲が高まるような制度的な取り組み（障害者の雇用の促進等に関する法律の改正も含む）も重要である。
- ・ 青少年の発達段階に応じた心の健康に関する適切な情報提供等の取り組みも、普及啓発の取り組みと併せて進めることが大事である。

○ 普及啓発の事例、アイデア等

<雇用の関係者～メンタルヘルス体制の確立>

- ・ 管理監督者を始め、新入社員、中堅社員、転勤者、海外派遣者、中高年社員等の各階層の社員を対象としてメンタルヘルス教育を系統的・計画的に実施することで、心の健康問題に対する社員の理解が高まった（北村構成員資料）。
- ・ 早期発見、早期対応のためには、病気を抱えた時に、昇進や処遇等に不安を持たずにだれもが相談できるような体制や、職場のストレスを家族を含め、周囲が気づき、対応することも考慮に入れた体制の確立が効果的である。

<雇用の関係者～わかりやすい情報発信>

- ・ ゲーム形式で精神疾患への対応方法を考えてもらう教材を開発・活用したり、社内報、健保組合機関誌、イントラネット等を通じて、年数回から10数回程度、メンタルヘルスに関する情報やストレスチェックの機会を社員に提供するなど、普及啓発方法を工夫することで、メンタルヘルスにより関心を持ってもらうことができた（北村構成員資料）。
- ・ 精神障害は誰にでも生じ得る疾患であり、軽症であっても気軽に専門的ケアを受けるべきであることを理解してもらうため、より身近な言葉として「精神障害」を「精神健康不調」としている（北村構成員資料）。
- ・ ある事業場では、クラブハウスのスタッフやメンバーの協力のもと、一般雇用への前段階として、精神障害者の働く意志・意欲を尊重した過渡的な雇用を行った結果、従業員の精神障害者に対する理解が深まった（高橋座長資料）。

<教育の関係者～研修会の活用>

- ・ 既存の各種研修会で教職員に対して、効果的な実践事例を紹介し普及するなどにより、学校における健康教育の充実を図ることが有効ではないか。例えば、教職員が精神障害や精神疾患を正しく理解し、精神障害者への理解を深めるとともに偏見を克服することを目的として教職員に対する教育を行っている教育委員会がある（中井構成員資料）。

＜教育の関係者～現場での効果的な取組＞

- 体育（小学校）、保健体育（中学校・高校）における「心の健康」に関する指導や、学級活動・ホームルーム活動における「望ましい人間関係の育成」、「心身ともに健康で安全な生活態度の形成」、「個人及び社会の一員としてのあり方に関すること」等の指導を充実させることが効果的である。さらに、心の病気は思春期に発病することが多いため、中学・高校で心の健康に関する正しい知識を教えることで、発病した場合にもいたずらに不安になったり、いじめられたりということを防止できるのではないか（岡本構成員資料）。
- 児童・生徒や教師が障害者と交流することで精神疾患や精神障害者に対する理解が広がるのではないかと。例えば、障害者が小学校に出かけて「総合的な学習の時間」に児童や教師とゲームや話し合いをしたり、児童、生徒や教師が精神障害者社会復帰施設に出かけて児童の趣味や特技を披露したり、福祉ボランティア体験をしたりするなどの交流をしているところがある（中井構成員・高橋座長資料）。

下記のようなものをより具体的に示してはどうか？

コラム：当事者・当事者家族、周囲の無理解や誤解等が解消していった具体的事例

④行政、メディア関係者

○ 取り組みの方向性

- ・ 行政の職員（専門職を含め）や住民に対して、当事者の参加等を通じて、正しい知識を理解してもらえよう、既存研修会の活用等、理解を深める機会を積極的に増やすことが重要である。
- ・ 当事者・当事者家族とメディアの間での早急に、事件報道や普及啓発方策について意見交換を進め、双方の理解を深めることが大事である。

○ 普及啓発の事例、アイデア等

<行政～知識の向上・人材育成>

- ・ 流山市では、保健師に強制的に精神保健福祉士の連続研修をして試験を受けさせ養成している。それを受けた人たちは、みんな受けてよかった、そのことが保健師活動にも役に立っているという結果が出ている。
- ・ 住民のモデルとなって地域活動を行う精神保健福祉ボランティアを養成。その中から特に熱意のある方が精神障害者地域生活アドバイザーとして委嘱され、啓発活動を実施している。

<行政～当事者の社会参加の促進>

- ・ 当事者、住民参加型の地域活動を長期的・計画的に村が支援することで心の問題が住民の中で当たり前のこととなった（仲野構成員資料）。
- ・ 地域住民を対象とし、地域住民の身近な場所である公民館でその地域に住む当事者、当事者家族等を講師とした学習会を実施している。
- ・ 地域住民を対象とし、商店街の空き店舗を活用した地域交流サロンを開設し、閉鎖的な障害者の居場所ではなく、地域の人々が集い交流できる場として提供している。

<行政～対象者層を考慮した活動>

- ・ 民生委員が地域において精神障害に関する普及・啓発活動を行うことができるよう、民生委員を対象に精神保健福祉ボランティア講座を開催している。
- ・ 児童生徒を対象とし、小学校、中学校の場を活用した当事者、当事者家族、精神保健福祉士等による普及啓発事業（学習会、講演会、その他地域の実情に応じた事業）を実施している。
- ・ PTAを対象とし、普及啓発講座を実施。講座計画の段階からPTA役員を入れることにより普及対象者のニーズに応じた講座が実現している。
- ・ 一般住民を対象として、精神保健福祉業務に携わっている関係者や当事者の体験談等を活用した講演会・シンポジウム・てい談等を開催し、精神疾患・精神障害者への理解を深めている（高橋座長資料）。

下記のようなものをより具体的に示してはどうか？

コラム：当事者・当事者家族、周囲の無理解や誤解等が解消していった具体的事例

<メディア関係者～主体的な普及啓発への取組>

- ・ 精神障害者が、むしろ普通の人以上に幸せに生きていきたい、そういう強い願いを持っていることをアピールする。これは人間としての共感、シンパシーを呼び出す点であり、そういうドラマ、ドキュメンタリーができ上がると、随分普及度、認識度が違ってくるのではないか。
- ・ 当事者や当事者家族の協力のもと、当事者の生活や思いなどをメディアを通じて正確に伝えることが普及啓発にとって重要ではないか（中井構成員資料）。
- ・ 当事者・家族とマスコミ各社との間で、国民に開かれた形で、事件報道に関する病歴記載等を含め、メディアを通じた普及啓発の積極的なあり方についてシンポジウムを開催してはどうか。

一病歴報道等に対する様々な意見一

- ・ 事件が起きた直後の国民の関心が一番高いときに、事件と精神障害との関係が不明な段階で病歴等の報道がなされることが、精神障害者に対する恐怖心につながる恐れがあるのではないか。
- ・ 犯罪というもの、あるいは社会の情勢を的確に知らせるのがメディアの持つ役割でもあり、それを全くなくしてしまうということには非常に問題ではないか。
- ・ 病歴報道等について検討する際、正確な情報を伝えるというのが報道機関の本来の役割と考えるが、その情報を受け取る側は立場によっても、百人百様であることを認識するべきではないか。
- ・ 犯罪が精神障害に起因することが明らかになった時点で、メディアが精神障害に起因する犯罪と報道することが原則であり、それ以前に病歴や精神病院通院歴等の報道を行うことは偏見を生む恐れも大きく、慎重に報道することが望まれている。
- ・ 犯罪が精神障害に起因することが明らかになった場合、国民が漠然とした不安を抱いたり、誤って理解したりすることを防ぐため、必要に応じて病気と事件との関連について正確に説明することが必要だ。その際、メディアが医師への取材をどう行うか、医師側は取材にどう対応するかについても、幅広く論議が必要になってくるのではないか。

4. まとめ

- 普及啓発の取り組みは、行政はもとより、各界各層の人々が自分自身の問題と認識して、自立的な取り組みが進められることによって、はじめて国民全体に広がる。
- 国は、正しい知識を広く情報発信するとともに、こうした取り組みが国民的な運動となるよう地方公共団体や各界各層に広く呼びかけ、必要な協力を行うことが必要。
- 普及啓発を地域単位で進めるには、主体別の取り組みを総合的に進める都道府県や市町村をモデルとし、全国的な取り組みの指導的な役割を担ってもらうことも必要。